

宗 像 市 ふるさと寄附 提供事業者募集



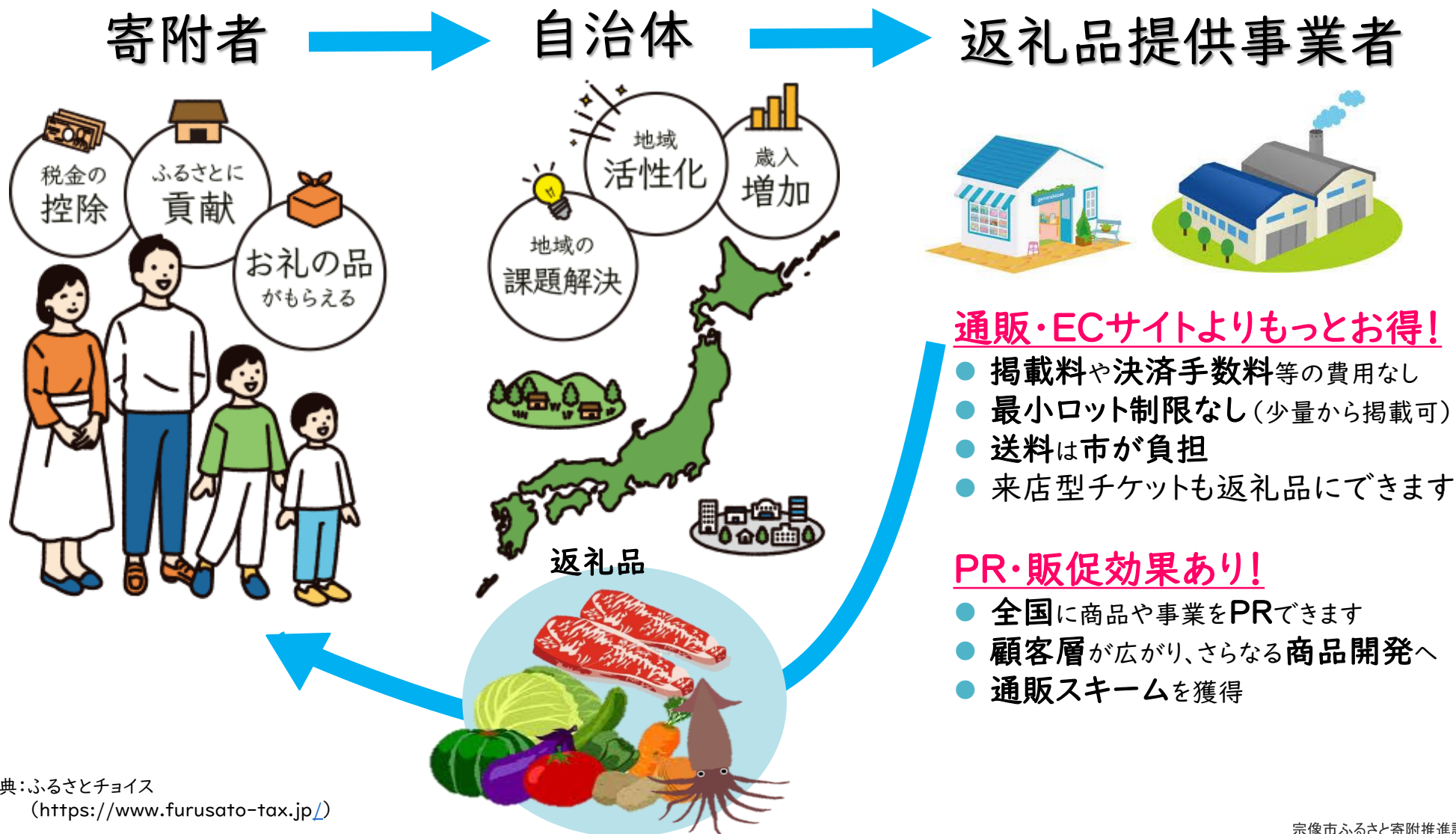
ふるさと宗像を応援してくれるひとへ
「ありがとう」と「おいしい」を届けよう

2025年4月
宗像市ふるさと寄附推進課



ふるさと納税は、みんなにメリットだらけ

2



こんな返礼品を募集しています



特産品・食品など

- ① 主となる**原材料の産地**が主に宗像市内であること
(加工等を市外で行っている商品もOK)
- ② **加工又は製造**の工程が主に市内で行われていること
(食材のカットや梱包の工程のみを市内で行っている商品は×)

※流通構造上近隣地域のものと混在することが避けられない商品はOK



工芸品・雑貨など



サービスなど

- ③ **宿泊、食事、体験、生活関連サービス**など、市内で提供されるもの
(チケットなどもOK)

県産品など

- ④ **福岡県が認定する地域資源(県産品)**を取り扱っていること

共通事項

- ⑤ 全国に向けて市の魅力をPRすることができる商品であること

対象
事業者

法人、団体、個人事業主

※税の滞納や暴力団の構成員ではないことの証明、地場産品の基準を満たす必要があります

① 市内で生産・製造・加工・サービスの提供を行っている

または、

② 市内で生産されたものを加工等している

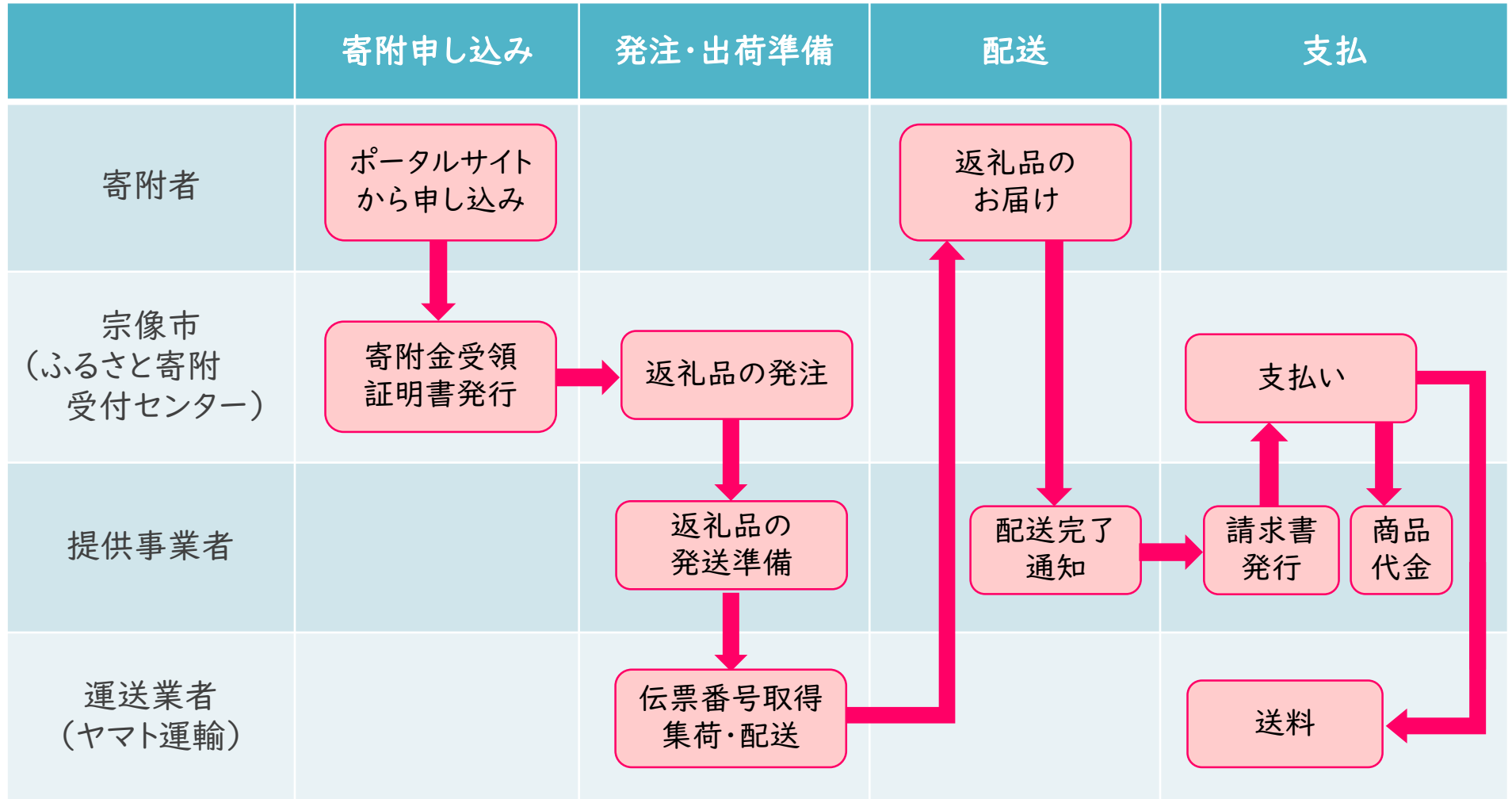
③ 県が認定する地域資源を取り扱っている

年間スケジュール

4

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年間返礼品掲載	●随時申請×切					★制度変更通知 ◎申請×切			●随時申請×切			
返礼品出荷	閑散期					(制度変更による発注増)				増加期		
事業者説明会						●事業者説明会						

寄附の流れ



協力事業者に登録、掲載されるまで

6

申請

申請書類の提出

- ・登録申請書
- ・基本情報シート
- ・滞納のない証明
- ・PL保険、営業許可などの写し

審査

審査を行います

- ・警察照会
- ・納税状況
- ・地場産品基準 など

※2週間程度かかります

提案

返礼品提案書の提出

- ・返礼品提案書
- ・画像データ

認定

国から結果通知

- ・地場産品基準
- ・返礼品割合 など

返礼品として認定されます

※県提出メ切から2か月程度かかります

照会

国から疑義照会

- ・地場産品基準
- ・返礼品割合
- などの不明瞭な部分の照会

申請

市が国へ申請を行います

- ・地場産品基準
- ・返礼品割合 など

※県提出メ切から1か月程度かかります

掲載開始

いつでも、気軽にご相談ください



宗像市産業振興部ふるさと寄附推進課

TEL 0940-36-9852

FAX 0940-36-9850

E-mail furusato@city.munakata.lg.jp

資料：協力事業者の要件

8

宗像市ふるさと寄附返礼品提供事業実施要綱（抜粋）

（協力事業者の要件）

第2条 寄附者に対して返礼品を提供する事業者（以下「協力事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- （1）市内に事業所、工場等を有する法人、団体又は個人事業者であること。
- （2）返礼品の提供に関し、寄附者等からの苦情、要望等に対応する体制を確立し、適切な対応を行うこと。
- （3）返礼品の生産、製造、販売、サービス等に関して必要な許可等を取得し、かつ、関係法令を遵守すること。
- （4）個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人情報の適切な取扱いを行うこと。
- （5）本市と契約しているシステム会社が提供するふるさと納税管理システムを利用すること。
- （6）セキュリティが確保されたインターネット環境を有していること。
- （7）市町村税を滞納していないこと。
- （8）PL保険又はそれに準ずる保険に加入していること。
- （9）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（返礼品の要件）

第3条 返礼品は、本市のイメージ向上、地域産業の活性化等に寄与すると認められるものであって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品又は役務に類するもの、返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法及び返礼品等の基準（平成31年総務省告示第179号）第5条に定める基準を満たすもの
 - （2）ふるさと納税に係る返礼品の送付等について（平成29年4月1日付け総務市第28号総務大臣通知）第2第2項第1号に掲げる返礼品に該当しないもの
 - （3）返礼品に係る関係法令を遵守しているもの
 - （4）一定の品質及び数量を確保し、安定的な供給ができるもの（期間又は数量を限定して供給する場合も含む。）
 - （5）原則として、発注（市が協力事業者に対し返礼品の提供を依頼することをいう。以下同じ。）した日から1月以内に発送できるもの
 - （6）寄附者に返礼品が到着した日の翌日から起算して5日程度の賞味期限が保証されているもの（返礼品が食品である場合のみ）
 - （7）返礼品に関する情報開示が可能であるもの
 - （8）市の指定する宅配事業者による配達が可能であるもの
- 2 返礼品の提供価格（消費税及び地方消費税、梱包等の経費を含む。）は、寄附金額の3割を限度とする。

資料：協力事業者の提出書類

提出書類

- (1) 宗像市ふるさと寄附協力事業者申請書（様式第1号）
- (2) 宗像市ふるさと寄附協力事業者基本情報シート（様式第2号）
- (3) 誓約書
- (4) 税の滞納がないことの証明
- (5) 会社概要や返礼品の内容がわかるパンフレット等の資料
- (6) PL保険（製造物責任法に伴う保険）証書の写し
- (7) 保健所等公的機関の許可証の写し（必要な場合）